

審議会等会議録

審議会等の名称	令和6年度山口市再犯防止推進協議会
開催日時	令和6年12月24日(火曜日)13:30~14:30
開催場所	山口総合支所 会議室棟 会議室A
公開・部分公開の区分	公開
出席者	飯田委員、山口委員、有江委員、桂木委員(代理)、安田委員、山田委員、佐藤委員、田鍋委員、西山委員、神田委員、末岡委員、矢壁委員、篠原委員、江良委員、原田茂委員、木橋委員、松村委員、原田純委員、大持委員(代理)
欠席者	藤井委員
事務局	【市健康福祉部】 鈴木部長 【地域福祉課】 周山課長、三戸主幹、野村主任主事
議題	1 開式行事 (1) あいさつ (2) 委員紹介 (3) 会長の選出 2 報告及び議事 (1) 報告1再犯防止の推進について現行計画の振り返り (2) 議事1第二次山口市再犯防止推進計画(案)について
内容	次第に基づき、次のとおり進められた。 1 開式行事 (1) あいさつ 鈴木健康福祉部長 挨拶 (2) 委員紹介 席次表と委員名簿をもって紹介に代える (3) 会長の選出 山口市再犯防止推進協議会設置要綱第3条第3項(委員の互選) 事務局一任とされたため、事務局より「山口保護区保護司会 会長」である福永委員を推薦。委員一同承諾。 【福永会長】 それでは、議事を進行します。 まず、「報告1、現行計画の振り返り」について、事務局から説明をお願いします。 2 報告及び議事 (1) 現行計画の振り返り 【事務局】 この度、新たに委員になられた方もいらっしゃることから、現行計画の振り返りということで、計画策定の経緯や概要、また令和5年度の取組内容についての説明をさせていただきます。 当日配布資料5「山口市再犯防止推進計画について」と記載のある資料をご覧ください。 それではまず、スライド1ページの山口市再犯防止推進計画について説明さ

させていただきます。本計画は、刑余者に特化したものではなく、生活困窮者など、困りごとを抱えている方の支援として策定しているものになります。

まず、策定の経緯につきまして、国においては、刑法犯の検挙者数が、年々減少傾向にはあるのですが、検挙人員に占める再犯者の比率というのは、50%に及ぶ中で、国は再犯の防止をすることが喫緊の課題ということを踏まえて、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。

これを受けまして、山口県においては、平成31年3月に山口県再犯防止推進計画を策定され、本市におきましても計画を策定すべく、平成31年4月に山口市再犯防止推進計画策定委員会を設置したところですが、それから協議を進めまして、令和2年の3月に山口市再犯防止推進計画を策定し、令和3年7月に山口市再犯防止推進協議会を設置して以降、毎年7月に協議会を開催してまいりました。

平成29年に策定された国の第1期の再犯防止推進計画の期間が終了し、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。

また、令和6年3月に第二次山口県再犯防止推進計画が策定され、本市におきましても計画期間が令和7年3月までとなっておりますので、後ほど第二次計画策定に向けたご審議をいただきたいと思っております。

続きまして、スライド2ページ、計画の概要についてです。

先ほど申し上げましたように、刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯率が約50%に及ぶなど、安心安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが、重要な課題となっております。

こうしたことから、本市では犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、本計画を策定したところですが、

計画の位置づけにつきましては、再犯防止推進法の第8条に基づく地方再犯防止推進計画として、計画期間は先ほど申し上げましたとおり、令和2年度から令和6年度までの5か年としております。

続きまして、スライド3ページ、再犯防止をとりまく状況についてです。こちらのスライドとスライド4ページは刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の全国と山口県の比較となります。刑法犯検挙者数と再犯者数は減少傾向にありますが、再犯率でみますと、全国は50%を切っているのに対し、山口県は依然として50%を超えている状況です。

続いてスライド5ページと6ページ、こちらは全国と山口県の新受刑者中の再入者数及び再入者率の推移です。こちらも数だけでみると減少傾向にありますが、山口県の再入者率は横ばいの状況です。

続いてスライド7ページ、山口刑務所の受刑者数及び再入率の推移です。受刑者数は年によってばらつきがあり、再入率に関しては、令和4年はここ最近では1番低い数値となっております。

続きまして、スライド8ページ、取組の推進についてです。

基本的な考え方として、犯罪をした人の多くが、再び犯罪をしてしまう理由として、仕事や住居がない、高齢や障害等による地域社会での孤立といったことが挙げられます。山口市再犯防止推進計画では、取組内容を具体的かつ実効性のあるものとなるように努め、また関係機関と連携を図ることで、犯罪をした人等の特性、及び地域の実情に応じた相談、支援体制の構築に取組むこととしております。

それから取組の重点項目として、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて①「広報・啓発」、②

「就労支援」をはじめとした6つの取組を重点的に推進しているところです。

続きまして、スライド9ページ、計画の推進です。

計画の普及・啓発に向けまして、本計画では、第二次山口市総合計画に掲げる政策目標や取組と連携させながら進めていくこととしておりまして、具体的な取組に係る事務事業の評価、検証等を行うことで、本計画策定の趣旨、それから取組の内容等に関する効果、影響を深め、市民理解の醸成へとつなげていくこととしております。

そのための山口市再犯防止推進協議会による評価等ということで、再犯防止に向けた取組を推進し、取組に対する評価・検証を行うために、関係団体や専門家の方等による、山口市再犯防止推進協議会を設置しまして、本計画の効果的な推進を図っていくこととしております。

次のスライド10ページからは令和5年度の取組について説明させていただきます。

令和5年度は、各団体による市計画の重点項目(①～⑥)に記載の取組の実施のほか、協議会・部会及びシンポジウムの開催などを行いました。

スライド11ページからは実施した取組内容を掲載しております。

「広報・啓発」の観点におきましては、

- 社会を明るくする運動の推進
- 研修、講演会等の開催
- 市報、市ウェブサイト等による広報
- 矯正展等への協力
- 広域的な活動の検討

といったことに取り組んでおります。

中でもスライド12ページ、社会を明るくする運動の推進におきましては、関係機関や団体、地域住民相互が連帯を強め、地域の犯罪や非行を抑止する力を取り戻すために、より地域に根ざした、誰もが幅広く参加できる「地域との連帯」、「協働した活動の推進」に取り組み、犯罪や非行のない地域社会をつくるための効果的な活動を活発に展開するとともに、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えていくため、7月を強調月間とする社会を明るくする運動を推進しております。

また、更生保護団体等の活動を支援し、地域住民による更生保護活動への参画意識を高めるため、募金を呼びかけるとともに、啓発チラシを全戸に配布しております。集まった募金は山口保護区保護司会や山口更生保護会などの各種団体に配分し、活用していただいています。

次のスライド13ページをご覧ください。矯正展等への協力として、矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年矯正展が開催されており、本市には山口刑務所があることから、矯正施設所在自治体として、山口刑務所が主催する矯正展の広報を行うこととしております。

次のスライド14ページ、重点項目2つ目の「就労支援」の観点におきましては、

- 生活困窮者自立相談支援事業の利用促進
- 障がい者への就労支援
- ハローワークとの情報共有
- 協力雇用主の増強
- 公共調達等における優遇制度の検討

を行っております。

次のスライド15ページの写真は、生活困窮者自立相談支援事業の利用促進として、出所した人の中には、所持金がわずかな生活困窮者が少なくないことから、本市が生活困窮者自立相談支援事業を委託している、山口県労働者福祉協議会が運営する、「パーソナル・サポートセンターやまぐち」の利用を促進し、就労による早期自立を図っております。

また、その次のスライド16ページは、障がい者への就労支援として、「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」との連携により、障がいがあることで一般就労に向けた支援が必要な人については、企業見学や実習・訓練等の就労準備を行うとともに、一般就労が困難な人については、福祉サービス利用のために必要な関係機関との調整を行っております。

次のスライド17ページ、重点項目3つ目の「居住支援」の観点におきましては、

- 更生保護施設における支援等
 - 一時生活支援事業の活用
 - 住居確保給付金の支給
 - 自立準備ホームにおける支援
 - 民間賃貸住宅への入居支援の検討
 - 市営住宅への入居条件緩和等の検討
- を行っております。

次のスライド18ページ、更生保護施設における支援等として、更生保護施設山口更生保護会(通称・ひまわり寮)の取組の一つとして、犯罪をした人等のうち、身寄りの無い人、又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人等に対し、山口保護観察所等の関係機関と連携した支援を行っております。

また、自立準備ホームにおける支援等として、自立準備ホーム「なでしこ女子寮」において、帰住先が決まらず行き場の無い女性出所者に対し、山口保護観察所等の関係機関と連携した支援を行っております。

「なでしこ女子寮」からの自立に関しては、安定した地域生活を送ることができるよう、済生会山口地域ケアセンターとの連携により、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行っております。

次のスライド19ページ、重点項目4つ目の「生活支援」の観点におきましては、

- 生活相談の充実
 - 福祉サービスの利用支援
 - 薬物依存者等への支援
- を行っております。

スライド内に記載はありませんが、薬物依存者等への支援として、本日ご出席の篠原委員が携わっております山口DARCが相談機関として支援にあたっております。

次のスライド20ページ、重点項目5つ目の「学校等と連携した修学支援等」の観点におきましては、

- 非行の未然防止
 - 修学支援の充実
 - 非行のある少年等への支援
 - 児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の防止
- を行っております。

スライド21ページには、非行の未然防止として、秋穂中学校の文化祭での劇や落語による啓発、湯田パトロールの取組を掲載しております。

次のスライド22ページ、重点項目6つ目の「関係機関・団体等とのネットワーク構築」の観点におきましては、

- 山口圏域生活支援協議会との連携
 - 生活困窮者支援調整会議との連携
 - 既存の会議体とのネットワーク構築
 - 保護司の確保への支援
- を行っています。

次のスライド23ページ、こちらの「山口圏域生活支援協議会」は、山口県済生会を中心に、山口刑務所等の国関係機関、関係団体等により組織され、犯罪をした人等の社会復帰への支援に関するケース検討や情報の共有等を行う協議会でございます。本計画に掲げる取組の推進に関する意見交換等を行っております。

次のスライド24ページからは昨年10月に実施した山口市再犯防止推進シンポジウムについて掲載しております。

地域における非行、犯罪の防止や再犯防止、矯正や更生保護等について理解を深め、課題を共有し、立ち直り支援による再犯防止の推進を図ることを目的に、関係機関向けに実施いたしました。

テーマは「インクルーシブ社会の実現に向けて～矯正と更生保護の関わり～」で、講師には済生会理事長の炭谷茂氏をお招きいたしました。

当日は、市の取組説明をした後に炭谷氏の講演を行い、篠原委員と山口地方検察庁、山口刑務所、山口保護観察所の方々に登壇いただき、パネルディスカッションを行いました。

当日は定員100名としておりましたが、委員の皆様のご協力のおかげで123名と多くの方にお越しいただくことができました。

参加者アンケートでは、講演・パネルディスカッションともに参考になったという声を多くいただきました。

スライド27ページには自由記述によりいただいた感想も掲載しておりますのでご覧ください。

以上で、報告1、現行計画の振り返りについての説明を終わらせていただきます。

【福永会長】

ご意見やご質問はありませんか。

【木橋委員】

再犯防止をとりまく状況で、今、見せていただいた5ページの図、刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率、その年代別がわかれば大助かりなのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

年代別のデータは入手できておりませんので、確認して次回の協議会のときにでも提示させていただければと思います。

【篠原委員】

第1期の計画の5年を終えそうなわけですがけれども、あっという間の5年間であったのではないかと思います。そこで、お聞きしたいのは、5か年の計画の中のいろいろな重点項目を踏まえて、事務局として、市として、推進計画の達成状

<p>(2) 第二次山口市再犯防止推進計画(案)について</p>	<p>況をどのように認識されておられるのか、またその中で特に1期で残した大きな課題について、どういう認識であるのか、そういったところを参考までに聞かせていただけたらと思いますが、よろしいですか。</p> <p>【事務局】 第1期については、主に第1期の国が示した計画にあったと思いますが、まず周知をしていこうではないかというところが1番のメインであったかと思っております。この周知については、委員の皆さんに出席していただきましたが、シンポジウムの開催やホームページ、市報等によって、広く周知することによって、最初の計画の内容については、達成できたのではないかと考えております。 市といたしましても、できる限りのことはして、7月の強化月間におけるパレードを実施するなど、市民の方にはご理解いただけたのではないかなと思っております。 また新しい計画については、後ほどまた説明しますが、新たな取り組みとして、整理しておりますので、そちらの方でご確認いただければと思っております。</p> <p>【篠原委員】 そうすると、5か年の計画の達成状況は、およそ半分は達成できたという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>【事務局】 そのように認識しております。また皆様からのご意見もいただければと思っております。</p> <p>【福永会長】 他になければ「議事1、第二次山口市再犯防止推進計画(案)について」事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>【事務局】 それでは、議事1、第二次山口市再犯防止推進計画(案)について説明いたします。 事前配布資料1「第二次山口市再犯防止推進計画」をご覧ください。</p> <p>先ほどの現行計画の振り返りでもお伝えしましたとおり、第1期の計画が令和7年3月に満了となることから、この度、第二次計画の策定を予定しております。先ほどの現行計画の振り返りも踏まえて、事務局で案を作成し、主な変更点に黄色の線を引いております。</p> <p>まず、2枚ほどページをめくっていただくと、目次がございます。 後ほど説明をいたしますが、この度、新たに成果指標を設けようと考えており、現行計画では本市で初めての再犯防止に関する計画であるということから、5章では、今後の計画の推進についてを記載しておりましたが、新たな成果指標の記載に変更しております。</p> <p>続いて、1ページからは第1章、計画の策定にあたってになります。1、計画の策定の要旨についてですが、国の第二次計画の策定を踏まえ、市においても第二次計画を策定する旨を記載しております。 再犯の防止等の推進に関する法律は変更がないため、そのまま掲載しております。</p>

続いて、2ページ、2、計画の位置づけにつきまして、こちらは前回と同様、法第8条に基づく地方再犯防止推進計画として策定するものとしております。

3、計画の期間につきましては、国や県と同様に5年間とし、令和7年度から令和11年度としております。

続いて、3ページ、4、計画の策定体制等につきまして、本協議会において第二次計画を策定する旨を記載しております。

(2)計画の策定過程ですが、今年8月に関係機関へのヒアリングとして、昨年まで部会員を務めていただいた委員さんに第二次計画策定に向けて意見を聴取する機会を設けました。ご参加いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

ヒアリングと本日の協議会をもとに計画案を固め、来年2月にパブリックコメントを実施し、こちらで意見が出て、計画案の修正等の必要があれば、部会や再度協議会を実施し、協議をさせていただきたいと考えております。

なお、部会につきましては、当日配布資料6に部会員の案をお示しております。

これまでと同様の団体の委員さんを部会員とさせていただき、必要に応じて追加も可能とするなど、柔軟なものにしたいと考えております。

次の4ページには本日の会議の様子を写真で掲載させていただく予定です。

続いて、5ページからは第2章、再犯防止をとりまく状況についてです。

1、刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率等につきまして、上のグラフですが、これまでは県内の再犯者率等の推移を掲載しておりましたが、山口警察署より市内の再犯者率等の数値も確認ができたため、その推移を掲載しております。

下のグラフは県内の新受刑者中の再入者率等の推移となっております。

こちらは市レベルのデータの提供はできないとのことから、これまでと同様、県内の数値となっております。

続いて、6ページ、2、山口刑務所の入所の状況でございます。

山口刑務所より受刑者数と再入率をお伺いし、グラフにして掲載しております。

続いて、7ページから取組の概要としております。

こちらのページは県の計画期間と名称を変更したのみで、法第3条「基本理念」の概要や国の「基本方針」の概要の記載についてはこれまでと同様です。

続いて8ページ、第二次山口県再犯防止推進計画における県の取組事項につきまして、令和6年3月に策定された県の第二次計画の概要を記載しております。

続いて、9ページ、2、重点項目につきまして、内容の変更はありませんが、前回1番目になっていた「広報・啓発」を6番目に変更し、それ以外の項目の順番を1つずつ繰り上げています。

変更の理由としましては、県の第二次計画において、取組事項の掲載順位が変更され、「広報・啓発活動の推進」が1番目から最後の5番目に変更となったこと、また市において、この5年間でシンポジウムを開催するなどの取組を進めており、第二次計画では、出所者等の直接的な支援がより重要であることを踏まえたものです。

続いて、10ページからは第4章、取組の推進になります。重点項目①「就労支援」の変更点は11ページの(4)協力雇用主の増強の2つ目、現行計画では、研修や講演会等を通じた～と記載しておりましたが、8月のヒアリングの際に、今後もシンポジウムの開催を要望するご意見を多くいただいたことから、研修をシンポジウムという名称に変更しております。

続いて、12ページ、重点項目②「居住支援」の変更点は、13ページ(5)民間賃貸住宅への入居支援の1つ目、入居保証事業等については、現行計画では県外の社会福祉協議会等で実施されているものについて調査・研究を行うとしておりましたが、現在では県の社会福祉協議会が同様の事業を実施していることから、連携して支援する旨を記載しております。

また、2つ目の住宅セーフティネット制度については、登録された住宅を掲載するウェブサイトがすでにあり、そのリンクを市ウェブサイトにも貼るなどで周知をしたいと考えております。

続いて、14ページ、重点項目③「生活支援」の変更点は、(3)薬物依存者等への支援の3つ目、これまでは薬物依存者のみの記載となっておりますが、8月のヒアリングの際に、アルコール依存や様々な依存症への支援も必要であるとのご意見をいただいたことから、薬物やアルコール等という記載に変更しております。

続いて、15ページ、重点項目④「学校等と連携した修学支援等」については、変更はありません。

続いて、16ページ、重点項目⑤「関係機関・団体等とのネットワーク構築」の変更点は、(3)既存の会議体等とのネットワーク構築において、8月のヒアリングの際に、重層的支援体制整備事業が全国的に進められており、犯罪をした人なども対象に、再犯防止の観点も含めて進める必要があるというご意見をいただいたことから、本市で実施しておりますふくまる相談室において、犯罪をした人への支援も行う旨を記載しております。ふくまる相談室の説明については、25ページの用語解説にも新たに記載しております。

続いて、17ページ、重点項目⑥「広報・啓発」の変更点は、先ほどの①「就労支援」と同様に、現行計画で研修としていたものをシンポジウムに変更しております。

また、18ページ、(3)市報、市ウェブサイト等による広報につきまして、これまで社会を明るくする運動や山口刑務所が開催する矯正展の情報等は市ウェブサイトでも周知をしておりましたが、関係機関や団体、制度等についても市ウェブサイトでも掲載しようと考えておりますので、その旨を記載しております。

最後に、19ページ、第5章、成果指標についてです。

はじめの目次のところでも少し触れましたが、今回、刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させるという新たな成果指標を設定しようと考えております。

この成果指標は県の第二次計画でも同様のものを新たに設定しており、それを市レベルの数値に置き換えたものになります。

基準値は令和5年の92人とし、第二次計画の終了時点で20%減の74人を目標にしたいと考えております。

以上で、議事1、第二次山口市再犯防止推進計画(案)についての説明を終わらせていただきます。

【福永会長】

委員の皆様から御質問や御意見等はございませんか。

【山田委員】

まずはこの指標として、刑法犯検挙者中の再犯者数というのを、山口市のいうことであげられているのですが、気になったのは、5ページの表を見ると、もともと再犯者数は減少傾向となっていると思うのですが、この数字が計画の結果、こうなりましたというのをどのように測る、測ろうとしているかというのが気になったのと、この再犯者数のカウントの仕方がどうなっているかなと思ひまして、例えば、この再犯者というのが、山口市に住民票があって、山口市で犯罪を行って、何らかの対策や裁判の対象あたる人がカウントされている指標となっているのかどうかというのを教えていただけたらと思います。

【事務局】

再犯者率の減少という指標については、県と合わせております。再犯者率の低下に向けて、検挙者数を減らすというのが再犯者数の減少につながるというものと踏んでおりまして、今回の指標を成果指標として挙げさせていただいております。また、カウントの仕方につきまして、こちらは山口警察署からいただいているものでございまして、山口警察署と南警察署において検挙した刑法犯の数になっておりますので、その住民登録があるとか、そういったものではなくて、あくまでもこの警察署において検挙されたものということで、データをいただいております。

【山田委員】

わかりました。今度は、意見的なことになるのですが、まず1点は、山口署と南署は、私は常連で、毎月のように通っていますけれども、近年結構見るのが、逮捕されている方の属性は、山口の方ではなくて、遠征でやってこられている方が結構な割合であり、含まれていらっしゃるのではなかろうかということは実感としてあるため、一旦、この統計は確認された方がよくて、そうはいつでも、成果を測るために何らかのものが無いといけないのでしょうかけれど、この際、時間がないのかなというところなのですが、多少念頭に置いておいた方がいいかと思ひます。

もう1点、再犯防止法というものについて、いろいろ対策が挙がっていて、その対策自体はいいことなのかなと思ひまして、ざっと見たところで、再犯といったときに、我々が弁護士としてよくわかる例で、薬物のことを取り上げているのですが、1つ大きなものとしてあるのが、万引き系の話と、あと最近増えているのが、性犯罪系です。この予防をどのように関係機関につなげていくかということで、弁護士会の中でもある程度、意識の高い弁護士は、今、取り組んでいるところなのですが、そここのところの連携があまりないのかなというところがあって、結構困っているところがありまして、何かと言いますと、例えば、万引きは、依存症が背後にあるかもしれないし、発達障害が背後にあるかもしれない、あと性犯罪系、例えば盗撮であるとか、痴漢とかいうやつですね。これも背後に依存症であったり、発達障害があるに違いないとしたときに、これをつなぐ先が山口県内、あまりないのですよ。病院も依存症の治療をやられている宇部の病院をいつも出させていただいているということがありまして、それがなかったら福岡とか、北九州、日南というところが多くてですね、ここが何とかならないかなというのを問題

意識として感じておりました、やはり、この再犯率を下げるとなると、やっぱり犯罪によって、再犯率が高い、低いものがあります。あと対策が取れるところ、取れないところがというのが、どうもあるということで、今、ここに上がっているような、例えば、背後に貧困があるとか、就労の問題があるとかということの対策として、山口市として、十分な計画を立てられていると思うのですが、背後に、依存症であるとか、発達障害であるとか、そういう福祉の問題がある、不安についてのところを、ちょっと考えないといけないのかなという感想は持っています。

【事務局】

ご意見ありがとうございました。今の話の中では、就労部分についてはある程度明記されているが、その後の万引き、性犯罪に伴うその後の対応について、市の方で十分な支援が必要ではないかというふうに聞き取りました。今回の計画の重要項目についても、整理をさせてもらっていますが、山田委員のご意見を踏まえまして、そのあたりの関係機関と連携して、再犯防止を含めた、今後の取り組みについて、整理していこうかなと思っております。

【桂木委員(代理)】

2点ありまして、重点項目の②のところですか。ページ数で言いますと、12ページですかね。(2)の一時生活支援事業の活用のところですか。現在、生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業については、これは、パーソナル・サポートセンターさんが支援にあたっていると思うのですが、更生保護施設たちばな荘が市と包括的な協定を結ばれて、今年度8月に新たに1名ほど、市の方から委託を受けて、一時生活支援事業を実施して22日間、たちばな荘の方で過ごされたという事案があります。山口市には山口更生保護会のひまわり寮があるわけですが、こちらの拡大の方向とか、あるいは今後、一般財源を含めた検討等の余地があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

2点目なのですが、重点項目⑤ですが、ネットワークのところですか。16ページですが、関係機関・団体等とのネットワーク構築というのがありますが、こちらの方、すでに(1)の山口圏域生活支援協議会というところで、我々の方も、いろいろなケースをご相談させてもらって、非常に助けていただいているのですが、(3)に新たに今回こちらのご意見も踏まえて、新たな計画の方に盛り込んでいただいた黄色の部分、令和5年度に全日常生活圏域10か所に設置したふくまる相談室において、関係機関と連携し、犯罪をした人等の支援に取り組むとあるのですが、こちらのふくまるの方は、いわゆる重層的支援の計画の方で位置付けている、日常生活の生活圏域で、相談員1名を配置して、アウトリーチを通じた継続的支援事業等も実施して重層的支援会議、これを行うということになっていると思うのですが、ここに重層的支援会議というところまでは表記されないというのは、そもそも正規の福祉計画の中で犯罪をした人というところがまだ盛り込まれていないから、重層的支援会議というところが出てきていないのでしょうか。この2点をちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

【事務局】

まず1点目の更生保護施設の、現在、市内に1か所しかない、これ以上増やすことは考えられますか、というご質問だったと思うのですが、今現在では、申し訳ありませんが、今の体制のままで引き続きやっていこうというのが今の市の考えです。今後の対応について、再犯率を下げる一つの手段として、必要があれば、その都度検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の重層的支援会議の表記がないというお話なのですが、ふくまる相談

	<p>室で相談を受けまして、重層的支援会議に至ったケースというのは、今年度何度かあります。重層的支援会議を開催する条件というのがありまして、これは相談者の方の個人情報ですね、重層的支援会議のメンバーの方にお示ししたうえで、支援の方向性を確定したり、そういった内容を協議する場なのですが、ここに掲載していないというのは、特に意味はないのですが、そういったケースがありましたら、必要に応じて本人さんの同意を得たうえで、重層的支援会議を開催できるものですので、ここに掲載していませんから、会議自体を実施しないというものではない、というふうに考えております。これまでに再犯をした方の、重層的支援会議という開催したケースは今のところありません。</p> <p>【福永会長】 それでは、「議事1、第二次山口市再犯防止推進計画(案)について」は、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>【委員一同】 異議なし</p> <p>【福永会長】 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。 それでは、本日の全ての報告及び議事を終了させていただきます。 皆様、御協力ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。</p> <p>【事務局】 福永会長ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして「令和6年度 第1回山口市再犯防止推進協議会」を終了いたします。 年末の御多忙の中にも関わらず、長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。</p>
会議資料	<p>会議資料</p> <p>当日配布資料1会議次第</p> <p>当日配布資料2席次表</p> <p>当日配布資料3山口市再犯防止推進協議会委員名簿</p> <p>当日配布資料4山口市再犯防止推進協議会設置要綱</p> <p>当日配布資料5会議資料「山口市再犯防止推進計画について」</p> <p>当日配布資料6山口市再犯防止推進協議会部会員(案)</p> <p>事前配布資料1第二次山口市再犯防止推進計画(案)</p> <p>事前配布資料2山口市再犯防止推進計画</p>
問い合わせ先	<p>健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当 (TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087 (E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp</p>